

2026 年度スタートアップ活躍促進事業に係る企画提案公募要領

2025 年の大阪・関西万博の会期中に開催された国際カンファレンスである『Global Startup EXPO 2025』に合わせて、大阪府は大阪市、民間と連携して関連イベント「Global Startup Crossroads-Osaka」を実施した。本事業では、日本のディープテック・スタートアップの海外展開支援及び海外資金・人材の呼び込みを通じたエコシステムのグローバル化、大阪・関西の世界でのプレゼンス向上に向け、万博のレガシーとして、引き続き、『Global Startup EXPO』を継続開催するとともに、次年度以降の更なるイベントの継続に向け調査や検討を実施します。本事業の実施にあたっては、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名（又は業務名）

2026 年度スタートアップ活躍促進事業（グローバルスタートアップイベントの開催）

(1) 事業（又は業務）の趣旨・目的

大阪・関西を中心に、我が国の代表的な研究シーズと、先端の知見を有する海外トップクラスの起業家・投資家を結集させ、我が国最大級のディープテック・グローバルスタートアップイベントを開催することで、大阪・関西をディープテックの拠点とし、投資や協業の機会を創出することをめざすもの。本事業により日本のスタートアップ・エコシステムのグローバル化を推進するとともに、スタートアップの海外進出を促進する。

(2) 事業概要

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

438,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 スケジュール

2026 年 2 月 18 日（水） 公募開始

2026 年 2 月 25 日（水） 説明会開催

2026 年 3 月 3 日（火） 質問受付締切

2026 年 3 月 13 日（金） 提案書類提出締切

2026 年 3 月下旬頃 選定委員会

2026 年 4 月初～中旬頃 契約締結

契約締結日から 事業開始

2027 年 3 月 31 日（水） 事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）

であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、(1)～(8)については構成員全員が該当すること。(9)は、構成員のいずれかが該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないものの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなしている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなしている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

- ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 過去、約1,500人以上が参加したイベントを主催、または共催した実績を有すること。なお、イベントの内容は問わない。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2026年2月18日（水）から2026年3月13日（金）まで

イ 配布方法

国際ビジネス・スタートアップ支援課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o110030/ritchi/globalstartup/2026_gse_businessmatching.html）からダウンロードできます。（紙媒体での配布は行いません。）

ウ 提出受付期間

2026年3月6日（金）から2026年3月13日（金）まで

（持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

エ 提出受付場所

大阪府商工労働部国際ビジネス・スタートアップ支援課スタートアップ拠点形成グループ

住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎25階

電話番号：06-6941-0351

書類は郵送又は受付場所に持参してください。

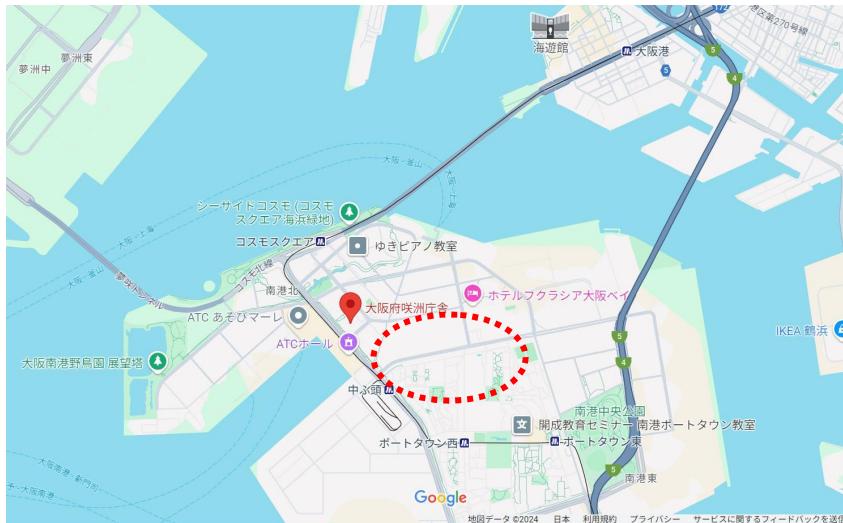
郵送による提出の場合は、2026年3月12日（木）必着でお願いします。

（書類持参の際は、事前に日時をご連絡ください。）

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

※受付場所の地図



(2) 応募書類

審査の際の匿名性を担保するため、下記ア～オについては、正本を除き、提案者名および提案者名が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号等）を黒塗りの上、提出してください。

- ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本（コピー可）5部）
- イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本（コピー可）5部）
- ウ 応募金額提案書（積算内訳書も要添付）（様式3：正本1部、副本（コピー可）5部）
- エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本（コピー可）5部）
- オ 事業実施体制の組織表（様式自由：正本1部、副本（コピー可）5部、各構成員の役割分担等が明示されているもの）
- カ 共同企業体で参加の場合
 - ①共同企業体届出書（様式5：1部）
 - ②共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）
 - ③委任状（様式7：1部）
 - ④使用印鑑届（様式8：1部）
- キ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）
- ク 誓約書（暴排）（様式11：1部）

◆添付書類

- ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（必ず原本証明してください）
- イ ①会社・法人の登記事項証明書（法人登記簿謄本）の原本（1部）
 - ・法人の場合は提出（個人は不要）
 - ・発行日から3ヶ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
 - ・個人の場合は提出（法人は不要）
 - ・発行日から3ヶ月以内のもの

- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
- ・個人の場合は提出（法人は不要）
 - ・発行日から3ヶ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ウ 納税証明書（2種類を各1部）（未納がないことの証明：発行日から3ヶ月以内のもの）
- ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書の原本
- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
- ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書の原本
- エ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書
- オ 障害者雇用状況報告書の写し（aまたはbのどちらか1部）
- a 公共職業安定所長に障がい者雇用状況の報告義務のある常用雇用労働者の数が40.0人以上の事業主の場合
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40.0人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
 - ・公示日の直前の6月1日現在（6月2日から7月14日までに公示された場合は、前年の6月1日現在）の状況について記載したもので主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
- （インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
- b 常用雇用労働者の数が40.0人未満の事業主の場合
- ・「障がい者の雇用状況について」（様式第10号）1部
- カ 公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修の修了証書の写し（1部）
- ※加点要素のため提出必須ではない。その他、研修修了が確認できる書類の写しでも可。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、応募書類のア～オまでは、正本、副本それぞれを1セットずつ

A4ファイルに綴って提出してください。応募書類一式（ア～クまで）は電子媒体（USBメモリやCD-R等）での提出もお願いします。（添付書類ア～カまでの電子ファイルは不要です）

エ 正本のA4ファイル表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「スタートアップ活躍促進事業」提案書

株式会社〇〇（法人名）

副本（5部）は、表紙及び背表紙に事業名のみ記入し、提案団体名は記入しないでください。

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

2026年2月25日（水）午前10時から11時まで

(2) 開催場所

オンライン開催

オンライン会議システム Microsoft Teams を使用します。

（申し込みいただいた方には別途視聴 URL をご連絡します。）

(3) 申込方法

電子メール（okusai-yuchi@gbox.pref.osaka.lg.jp）で参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先を明記の上、お申し込みください。

説明会前日までに視聴 URL を送付いたします

※件名に「【説明会申込】【●●（団体名）】スタートアップ活躍促進事業」と明記してください。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※応募にあたって説明会の参加は必須ではありません。

(4) 説明会への申込期限

2026年2月24日（火）午後3時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から 2026年3月3日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：okusai-yuchi@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

※件名に「【●●（団体名）】シーズ開拓事業への質問」と明記してください。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答は国際ビジネス・スタートアップ支援課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o110030/ritchi/globalstartup/2026_gse_businessmatchin_g.html）に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及

び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。応募が5者を超えた場合には、一次審査として提出された書類を下記の審査基準に基づき書類審査を実施します。一次審査の結果、二次審査の対象者を決定し、プレゼンテーション審査を実施します。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査では、事前に提出した企画提案書以外の資料等を使用することはできません。また、パワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

ア. 企画内容 (90点)

審査項目	審査内容	配点
事業実施体制 及び遂行能力	<p>(1) GSE2026の企画、招聘者と大阪・関西を中心とする国内外スタートアップのビジネスマッチングの促進</p> <ul style="list-style-type: none">・基調講演、セッションの案及び実現方法案・スタートアップなどの出展における、効果的なブース展示案、ビジネスマッチング手法・ディープテックの世界的なピッチコンテストの企画案・参加者(海外参加含む)の確保方法・全般的なプロモーション活動の案・具体的な商談に繋がるような、ビジネスマッチングの精度を高めるための手法案・出展ディープテック・スタートアップの選出のための手法案・協賛獲得にむけた活動案	25点
	<p>(2) 主要連携イベント、サイドイベントの候補及び企画案</p> <ul style="list-style-type: none">・主要連携イベント、サイドイベントの候補・合同ネットワーキング・レセプションパーティーの企画案・オンラインツアーや企画案・イノベーションウィーク全体の相乗効果の出し方・民間サイドイベントを誘致するための手法	20点
	<p>(3) プロジェクト体制</p> <ul style="list-style-type: none">・責任者(実績有無)・専門知識や経験を有するスタッフの体制図(専任/兼任の区別を記載すること)・内製/外注範囲・イノベーションウィークの人員体制図・有識者とのネットワーク・海外とのネットワーク・国内外のVCやCVC等とのネットワーク	20点
	<p>(4) 過去の実績</p> <ul style="list-style-type: none">・類似の国際イベントの開催実績(大括りの役割別に人数等の数値を示すこと)、実施手法(※国内外集客方法、多言語対応、デザイン装飾設計、演出、出展スタートアップの選出方法)・これまでイベントや支援活動で行ったビジネスマッチング実績、実	10点

	<p>施手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府高官、国内外 VIP 等の対応実績 ・国内外でのプロモーション、メディア掲載実績 	
	<p>(5) スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体、各活動の実行スケジュール（GSE およびサイドイベント、オンラインツアーやイベント期間の実行スケジュールと、契約期間～契約終了までの実行スケジュールの 2 種） 	15 点

イ. 府施策への協力 (5 点)

審査項目	審査内容	配点																
障がい者の雇用	<p>障がい者の雇用 <実雇用率></p> <table> <tr><td>5.00 %以上</td><td>4 点</td></tr> <tr><td>4.17 ~ 4.99 %</td><td>3 点</td></tr> <tr><td>3.34 ~ 4.16 %</td><td>2 点</td></tr> <tr><td>2.51 ~ 3.33 %</td><td>1 点</td></tr> </table> <p><法定雇用障がい者数超過数></p> <table> <tr><td>7人以上</td><td>4 点</td></tr> <tr><td>5~7人未満</td><td>3 点</td></tr> <tr><td>3~5人未満</td><td>2 点</td></tr> <tr><td>1~3人未満</td><td>1 点</td></tr> </table> <p>※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。 共同企業体の場合は全ての構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。</p>	5.00 %以上	4 点	4.17 ~ 4.99 %	3 点	3.34 ~ 4.16 %	2 点	2.51 ~ 3.33 %	1 点	7人以上	4 点	5~7人未満	3 点	3~5人未満	2 点	1~3人未満	1 点	4 点
5.00 %以上	4 点																	
4.17 ~ 4.99 %	3 点																	
3.34 ~ 4.16 %	2 点																	
2.51 ~ 3.33 %	1 点																	
7人以上	4 点																	
5~7人未満	3 点																	
3~5人未満	2 点																	
1~3人未満	1 点																	
公正採用選考人権啓発推進員の選任	<p>公正採用選考人権啓発推進員の選任・研修の修了</p> <table> <tr><td>推進員を設置し、研修を修了している</td><td>[1 点]</td></tr> <tr><td>研修を修了していない</td><td>[0 点]</td></tr> </table>	推進員を設置し、研修を修了している	[1 点]	研修を修了していない	[0 点]	1 点												
推進員を設置し、研修を修了している	[1 点]																	
研修を修了していない	[0 点]																	
合計		5 点																

※公正採用選考人権啓発推進員の選任について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とする。

ウ. 価格点 (5 点)

審査項目	審査内容	配点
価格点	<p>価格点の算定式（例） 満点（5 点） × 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格</p> <p>※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第 2 位を四捨五入した数値を得点とする。</p>	5 点

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を国際ビジネス・スタートアップ支援課ホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/o110030/ritchi/globalstartup/2026_gse_businessmatchin_g.html) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
 - *品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
 - ② 全提案事業者の名称 *申込順
 - ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
 - ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
 - ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
 - ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）
- (4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 仕様書および本プロポーザルに関係する資料に掲載された個人および団体に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ。
- ウ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- エ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- オ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証した小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

(1) 応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

(2) 受注者は、感染症の拡大や自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく「事業継続計画（BCP）」を策定するよう努めてください。

(3) なお、この契約の締結時において、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 50 条第 1 項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第 52 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定（以下「認定」という。）を受けている受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、事業継続力強化計画認定書又は連携事業継続力強化計画認定書（以下「認定書」という。）の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。認定を受けていない受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、認定を受けることができる場合に、契約期間の終了までに認定を受けるよう努めるとともに、認定を受けた際は、認定書の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。